

個人情報保護に関する法律施行条例(抜粋)

(不開示情報の例外)

第四条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）第八条第二号ハに掲げる情報のうち同号ハに規定する公務員等（警察職員であつて規則で定めるものを除く。）の氏名（同条例第八条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当するものを除く。）とする。

(不開示理由の消滅期日の提示)

第五条 実施機関は、法第七十六条第一項の規定による開示の請求（第七条において「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合において、その理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を書面により示さなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第六条 法第八十九条第二項の手数料の額は、零円とする。

(文書の写し等の供与に要する費用)

第七条 開示請求をして文書又は図画の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。ただし、特定個人情報の開示を行う場合であつて、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、当該実施機関は、当該費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

(訂正請求等の期間の特例)

第八条 法第九十条第三項の期間の経過後に同条第二項に規定する訂正請求をした場合又は法第九十八条第三項の期間の経過後に同条第二項に規定する利用停止請求をした場合において、当該訂正請求又は当該利用停止請求は、法第九十条第三項又は第九十八条第三項の期間内にしたものとみなす。